

附属書五 経済的協力のための事業計画

知的財産並びに農業、漁業及び林業の事業計画は、それぞれ第一部及び第二部とする。経済的協力に関する小委員会は、第五十四条2(a)に従って、第五十三条に掲げる経済的協力の分野のための新規の事業計画を作成する。

第一部 知的財産

1 全締約国は、資源の利用可能性及び自国の関係法令に従うことを条件として、知的財産の分野において第八章の規定に従って協力する。

2 この部の規定の効果的な実施及び運用を確保するため、全締約国は、共通の目標として、次の事項を促進することに努める。

- (a) 知的財産の創出及び商業化
- (b) 知的財産に関する透明性のある、かつ、簡素化された手続についての情報交換及び最良の慣行の共有
- (c) 知的財産の効果的な保護及び権利行使についての情報交換及び最良の慣行の共有

(d) 知的財産の啓発

3 この部の規定を効果的に実施し、及び運用するため、経済的協力に関する小委員会は、知的財産に関する特別小委員会を設置する。当該特別小委員会は、次の事項を任務とする。

- (a) この部の規定の実施について見直し及び監視を行うこと。
- (b) 2に規定する共通の目標を達成するため、知的財産に関連する問題について討議すること。
- (c) この部の規定に基づく協力の方法について討議すること。
- (d) 経済的協力に関する小委員会に対し、所見及び討議の結果を報告すること。

第二部 農業、漁業及び林業

1 全締約国は、資源の利用可能性及び自国の関係法令に従うことを条件として、農業、漁業及び林業の分野において第八章の規定に従って協力する。

2 この部の規定に基づく協力の範囲には、次の事項を含める。

- (a) 研究開発
- (b) 人材養成

(c) 情報網の形成及び情報交換

(d) 貿易の円滑化

(e) 持続可能な森林経営

3 この部の規定を効果的に実施し、及び運用するため、経済的協力に関する小委員会は、農業、漁業及び林業に関する特別小委員会を設置する。当該特別小委員会は、次の事項を任務とする。

(a) 各締約国の現在の状況、措置及び経験についての情報及び見解を交換すること。

(b) 関連する経済的協力に関する活動について、経済的協力に関する小委員会に対し、勧告を作成し、及び勧告を行うこと。

(c) (b)に規定する経済的協力に関する活動について、監視及び見直しを行い、並びに討議すること。